島

-成二十八年十月二十八日

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があっ ○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件

○鳥獣保護区の存続期間を更新する件 ○鳥獣保護区を変更し存続期間を更新する件

○特定猟具使用禁止区域を指定する件二件 ○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件

○農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により

認可した件 件

○道路の区域を変更する件で 公

○随意契約の相手方を決定した件

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

件

弄 轰

平成二十八年十月二十八日

轰 轰

○都市計画法により公聴会を開催する件

○一般競争入札を行う件

示

福島県告示第六百六十五号

月二十八日から平成二十九年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まち 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年十 情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する づくり課、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規 福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部

四

 \equiv

<u>Ŧ</u>i.

弄 弄 弄 弄 兲 兲

「別紙図面」は省略し、

その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第六百六十六号

弄 吾

月二十八日から平成二十九年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まち 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年十 商工観光課に備え置いて縦覧に供する づくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、

福島県知· 事 内 堀 雅 雄

ダイユーエイト梁川南店 大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県伊達市梁川町字八筋八十四番ほ

1 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 別紙図面のとおり (変更後) 別紙図面のとおり

 \equiv 変更しようとする年月日

平成二十八年十一月一日

四 平成二十八年十月十八日 届出年月日

> 福島県知事 内 堀 雅 雄

カワチ薬品福島南店 大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県福島市鳥谷野宮畑五十一ほか

変更しようとする事項

1

(変更前) 二百十三台

2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前) ((変更後) 百十九台 数 六か所

届出年月日 変更しようとする年月日 届出をした者 平成二十八年十月十七日 株式会社カワチ薬品 平成二十九年六月十八日 駐車場の収容台数 (変更後) 数 四か所 位置 位置 別紙図面のとおり 別紙図面のとおり

(商業まちづくり課)

県

<u>Ŧ</u>i.

株式会社ダイユーエイト 届出をした者

「別紙図面」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第六百六十七号

部商工課に備え置いて縦覧に供する。 づくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 八年十月二十八日から同年十一月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まち 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

平成二十八年十月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要 ココカラファイン塩川上の台店 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県喜多方市塩川町新江木字上の台九番地

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六十八号

島

第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、 第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び鳥鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 獣保護区の保護に関する指針を定め、平成二十八年十一月一日から施行するので、 平成二十八年十月二十八日 次のとおり告示する。 同条

福島県知事 内 堀 雅

雄

名称及び区域

小川櫓石鳥獣保護区	黒谷鳥獣保護区	舟渡鳥獣保護区	小田山鳥獣保護区	黒岩虚空蔵鳥獣保護区	名称
別紙区域図のとおり(いわき市)	別紙区域図のとおり(只見町)	別紙区域図のとおり(会津坂下町)	別紙区域図のとおり(会津若松市)	別紙区域図のとおり(福島市)	区
					域

平成二十八年十一月一日から平成四十八年十月三十一日まで

当該鳥獣保護区の保護に関する指針

(商業まちづくり課)

黒岩虚空蔵鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区の指定目的

「法」という。) 第八条第

規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。 から、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められること 当該区域は、宅地化、工業地区化の進む黒岩地区における唯一の保護区域であ 絶滅危惧種のオオタカをはじめとする猛禽類の貴重な繁殖地でもある。

2 小田山鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区の指定目的

規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。 から、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に ニホンカモシカ、タヌキ、 このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められること 当該区域は、落葉樹林、 ツキノワグマ等の多様な鳥獣が生息している。 針葉樹林、混交林など林相の変化に富む区域であり、

舟渡鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分 希少鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区の指定目的

確認されている。 自然環境からなる区域であり、チョウゲンボウをはじめとする希少鳥獣の生息が 当該区域は、会津坂下町西部の山間部に位置し、一級河川の只見川や水田等の

規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。 から、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められること

黒谷鳥獣保護区 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区の指定目的

さもたくさんある。また、近年、 び赤倉沢に囲まれた区域にあり、豊富な水と緑の中にあるため、鳥獣にとってえ 当該区域は、会津朝日岳の登山口の途中に位置し、北沢山、荒禿山、中の沢及 放鳥が行われており、 キジ・ヤマドリたちの

福

規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。 から、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に 殖地として、これからも期待できる場所である。 このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められること

小川櫓石鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定目的 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

から、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に 様な野生鳥獣が生息している。そのため野生鳥獣の保護繁殖に適している。 このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められること 当該区域は、いわき市の北西部の小川地区に位置し、豊かな森林に恵まれ、多

県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供す 及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部 (「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課 規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(自然保護課)

福島県告示第六百六十九号

県

報

る。)

島

第二十八条第二項及び同条第七項の規定に基づき、その保護に関する指針を変更し、及鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) びその存続期間を更新し、平成二十八年十一月一日から施行するので、 いて準用する同法第十五条第二項の規定により、 平成二十八年十月二十八日 次のとおり告示する。 同条第九項にお

福島県知事 内 堀 雅 雄

名称及び区域

士山鳥獣保護区	名称
別紙区域図のとおり(会津美里町)	区域

存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

1 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、 会津美里町南部に位置し、 柳津町及び昭和村に隣接する地域である。

582

いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。) 方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、 クマタカ、チゴハヤブサ、キジバト、ヤマドリ等、多様な鳥獣が生息している。 型獣類としてニホンカモシカ、ツキノワグマ、キツネ、テンが生息、鳥類としては する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。 ら、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定 「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部自然保護課及び福島県地 このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることか

標高九百メートル以下には、ブナ、ミズナラ、コナラ、スギが分布する。大型、中

標高九百メートル以上の比較的緩傾斜地には、チシマザサ、ブナの群落が分布し、

福島県告示第六百七十号

第三十五条第一項の規定により、 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 平成二十八年十月二十八日 次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

(自然保護課)

福島県知事

内

堀 雅 雄

使用を禁止する特定猟具の種類

名称及び区域

大槻公園特定猟具使用	禁止区域安達太良特定猟具使用	定猟具使用禁止区域岳温泉・スカイピア特	止区域 地蔵原特定猟具使用禁	禁止区域信夫温泉特定猟具使用	用禁止区域摺上川ダム特定猟具使	名称
別紙区域図のとおり(郡山市)	別紙区域図のとおり(二本松市)	別紙区域図のとおり(二本松市)	別紙区域図のとおり(福島市)	別紙区域図のとおり(福島市)	別紙区域図のとおり(福島市)	区
						域

止区域

湯ノ花特定猟具使用禁 別紙区域図のとおり(南会	禁止区域 別紙区域図のとおり(金山町)	区域 - 別紙区域図のとおり(猪苗押立特定猟具使用禁止 別紙区域図のとおり(猪苗	止区域 別紙区域図のとおり(喜名	区域 別紙区域図のとおり(会津門田特定猟具使用禁止 別紙区域図のとおり(会津	区域 別紙区域図のとおり(会津湯川特定猟具使用禁止 別紙区域図のとおり(会津	使用禁止区域 別紙区域図のとおり(会津高久工業団地特定猟具 別紙区域図のとおり(会津	区域 - 別紙区域図のとおり(会津一箕特定猟具使用禁止 別紙区域図のとおり(会津	区域 別紙区域図のとおり(平田村)	区域 - 別紙区域図のとおり(石川町)中谷特定猟具使用禁止 別紙区域図のとおり(石川町)	区域 - 別紙区域図のとおり(須賀西川特定猟具使用禁止 別紙区域図のとおり(須賀	止区域 別紙区域図のとおり (郡山市)	区域 別紙区域図のとおり (郡山市)	
(南会津町)	町)	(猪苗代町)	(喜多方市)	(会津若松市及び会津美里町)	(会津若松市)	(会津若松市)	(会津若松市)	村)	町)	(須賀川市)	<u></u>	田市)	

内 堀 雅

雄

福島県知事

二 名称及び区域 銃器 使用を禁止する特定猟具の種類

区域原町特定猟具使用禁止	区域大磯特定猟具使用禁止	名称
別紙区域図のとおり(南相馬市)	別紙区域図のとおり(南相馬市)	区
		域

別紙区域図のとおり(葛尾村)	区域葛尾特定猟具使用禁止
別紙区域図のとおり(浪江町)	止区域中川原特定猟具使用禁
別紙区域図のとおり(双葉町)	禁止区域
別紙区域図のとおり(大熊町及び宮岡町)	禁止区域 禁止区域
別紙区域図のとおり(大熊町)	用禁止区域 大熊中央台特定猟具使
別紙区域図のとおり(大熊町及び双葉町)	禁止区域
別紙区域図のとおり(富岡町)	区域
別紙区域図のとおり(楢葉町)	止区域下小塙特定猟具使用禁
別紙区域図のとおり(楢葉町)	定猟具使用禁止区域 天神岬スポーツ公園特
別紙区域図のとおり(楢葉町)	止区域上井出特定猟具使用禁
別紙区域図のとおり(楢葉町)	止区域上繁岡特定猟具使用禁
別紙区域図のとおり(南相馬市)	区域鹿島特定猟具使用禁止
別紙区域図のとおり(南相馬市)	

平成二十八年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

存続期間

県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供す 及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部 (「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課

(自然保護課)

福島県告示第六百七十二号

る。)

次の病院を平成二十八年十月十九日救急病院として認定した。 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

平成二十八年十月二十八日

福島県知事

雅

雄

名称

属太田西ノ内病院 一般財団法人太田綜合病院附 郡山市西ノ内二丁目五番二〇所在地 平成三一年一〇月一八日 認定有効期限 帰知事 内 堀

号

(地域医療課)

福島県告示第六百七十三号

平成二十八年十月二十八日の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項

農用地利用配分計画の概要

福島県知事 内 堀 雅 雄

有限会社フ	野﨑文夫	須賀豊一	木農園 鈴	氏名又は名称	賃借権の設
郡山市三穂田町富岡	字本郷七一	字田宿下六九郡山市三穂田町富岡	向一七三郡山市田村町大供字	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者
郡山市三穂田町富岡字南坊ノ担一―二	二筆 □ 二第田町富岡字奉行坂七○ほか	郡山市三穂田町富岡字根カラマリ五四	か二筆 郡山市田村町大善寺字中山田三二五ほ	賃付本の言気管を含むる二卦	香味 日産 ウルス・ビディング・ナラー Ling

584

耶麻郡猪苗代町字津金沢二九―一ほ	耶麻郡猪苗代町大字	小林 総市		一ほか七筆	静潟字打越一五三	沥音 第大良
耶麻郡猪苗代町大字西舘字宮田七五	谷地九七○	鈴木 正晃	Δ\$	《中古公厅奏门大字争写字前11 Jul		
に カ 一 雪	七日写真名一ナー			こまか一食会津若松市湊町大字静潟字崎川三六―	争号を アニスー会津若松市湊町大字	渡部 正明
まか一逢 耶麻郡猪苗代町大字長田字長田一○○	· - - - - - - - - - -	野口清喜	田文	一ほか十一筆一の一部の一個の一個の一個の一個の一個である。	静潟字打越一二一会津老松市湊町大字	渡部部
ほか七筆耶麻郡猪苗代町大字磐里字島田一○九	磐里字村中六九○耶麻郡猪苗代町大字	土屋 孝彦		か九筆	静潟字浜七一十二	
耶麻郡猪苗代町大字磐里字島田一一八	磐里字島田二〇二七	渡部壽幸	海	会事告公市奏可大字静舄字碕川一六まか十三筆	会	
か一筆 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	川桁字元幸野七二耶麻郡猪苗代町大字	渡部一栄	/\rightarrow	☆書告公市奏町大字静舄字碕川町八ま四○ほか十八筆	会	
耶麻郡猪苗代町字磐南二一	次八四七	小林 文男	ds	会事告公市奏町大字静舄字卸尹勢下一か二十三筆	会聿告公市奏町大字	本 I
耶麻郡猪苗代町字上長瀬	泉一八八八	小林 重希		会聿告公市奏町大字静舄字崎=一四ま	会聿告公市奏叮大字	山 口 隆 一
耳麻君豹首召田 ブラ桑里ご 位妻四二	磐里字村中七三八	り無 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 、 」 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		か九十七筆会津若松市湊町大字静潟字崎川二二ほ	静潟字御伊勢下八—会津若松市湊町大字	式会社 株
	下		<u> </u>	か六筆会津若松市湊町大字静潟字崎川二八ほ	静潟字沼上五四—一会津若松市湊町大字	五十嵐 竹雄
『麻那者苗代丁字路南二〇か六筆	『 解 解 ま が に 成 二 に 成 二 に 成 二 に あ に の に 。 に 。 に 。 に 。 に の に に に に に に に に に に に に に		+	一 会津若松市湊町大字静潟字崎川一三一—	静潟字沼上五八—二	五十嵐 一意
『「「「「「「「「「「「「「「」」」」。 「「「「「」」」 「「」」 「「」」	『 「 「 「 「 「 「 「 に に に に に に に に に に に に に	古田 専之 消シ	t:	須賀川市舘ケ岡字来迎寺二二九	郷四七	森合清典
が二筆が不断者を行うと	が		E V	須賀川市舘ケ岡字里ノ前五二六	須賀川市舘ケ岡字里	古川雅和
会聿告公市奏叮大字静舄字奇川二四ま	会聿告公节奏叮大字	度都 宇		六ほか二十一筆	字住ノ内七―一二	ロンティア

	馬場相任	猪俣一徳		左々木	桑原博之	土 屋 淳		冷木 寿典	際米流通セン	佐藤喜男	鈴木 健久	鈴木 定夫	
五、貨管を対けます。	巣字宮ノ前して5 南会津郡南会津町鴇	八—二 野辺字木戸東乙四四 大沼郡会津美里町鶴	字勝大字上條一七七	可召都会 幸 反下 叮大	字船彡字北彡乙一一河沼郡会津坂下町大	長田字東真行一六一	モ 別 表 多 音 イ 田 フ 写 長 田 字 東 真 行 一 五 八	『FRANT AND AND AND AND AND AND AND AND AND AND	磐根字桜川一四一四耶麻郡猪苗代町大字	四	千代田字打越分乙一耶麻郡猪苗代町大字	泉一八七九耶麻郡猪苗代町字今	千代田字村東乙三八
	か二十四章 南会津郡南会津町山口一時利用地一ほ	ほか四十八筆大沼郡会津美里町鶴野辺字沖中田六七	一ほか二筆		まか六筆河沼郡会津坂下町大字船杉字大島五二河沼郡会津坂下町大字船杉字大島五二	ほか一筆 耶麻郡猪苗代町大字長田字大堰六―一		『「麻都者古代『「大字長日字坂台二一ま	か一筆耶麻郡猪苗代町大字川桁字川北一三ほ	か一筆 耶麻郡猪苗代町大字蚕養字小田一八ほ	一―一ほか五筆 耶麻郡猪苗代町大字千代田字千代田南	筆 耶麻郡猪苗代町字下長瀬二―一ほか四	
		1		Π	ı	T	Τ	Ι		1	Ι	Г	
大堀	大堀	大 槻	大槻	太田	太田	宇佐美	宇佐美	岩佐	井上		湯田	渡部	
宏	勝文	功一	雄	ひろみ	清市	弘	秀幸	栄一	一	忠	美一	貞吉	Í
相馬郡新地町谷地小	屋字原一八九—二相馬郡新地町谷地小	弓字小屋前三一—三相馬郡新地町大字真	弓字閨崎九八—一相馬郡新地町大字真	二六一相馬市小泉字屋敷前	二六一相馬市小泉字屋敷前	屋字原一七四相馬郡新地町谷地小	屋字北追二 八相馬郡新地町谷地小	屋字北狼沢三相馬郡新地町谷地小	屋字萩崎一一一程馬郡新地町谷地小	五谷地	白岩字南上平四二〇	幸会津郡南会津町藤 生字下川原二○一六—	
相馬郡新地町谷地小屋字潤崎五一ほか	か一筆相馬郡新地町谷地小屋字北追八四八ほ	相馬郡新地町谷地小屋字潤崎五〇	相馬郡新地町谷地小屋字潤崎四九	一 相馬郡新地町谷地小屋字馬場七七四—	二 相馬郡新地町谷地小屋字馬場七七四—	六六ほか五筆 - 村馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一 五	八〇― aほか四筆 相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一 五	五五 相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一 五	か四筆が四筆が四筆		一 南会津郡南会津町川島字川島前一四三―		

	黒雁春雄	菊地 幸信		菊地 正文	菊池 秀晃		菊地長		加藤 政夫		加藤 春男		加泰 智王	力。		片平 和正	岡田健一	大堀 友行	
	屋字上ノ台一三三相馬郡新地町谷地小	屋字原一六七—三相馬郡新地町谷地小) 	屋字原一六二—二相馬郡新地町谷地小	屋字原一八八—三相馬郡新地町谷地小	<u> </u>	屋字木舟一二—三相馬郡新地町谷地小	屋字原一二五——	相馬郡新地町谷地小	屋字館前二 六三	相馬郡新地町谷地小	屋字舘前二 五七		屋字原九二—二 村県君業地町名地内	目影路斤也了谷也、	屋字舘前二 二四相馬郡新地町谷地小	屋字木舟五八相馬郡新地町谷地小	屋字上ノ台一三二相馬郡新地町谷地小	二 屋字上ノ台ーーニー
•	a 相馬郡新地町谷地小屋字駒込六一八—	りほか一筆 相馬郡新地町谷地小屋字寺前九四八―		か四筆相馬郡新地町谷地小屋字寺前九五○ほ	相馬郡新地町谷地小屋字北追八四六		相馬郡新地町谷地小屋字寺前九四六	a ほか 一 筆	相馬郡新地町谷地小屋字北追八五一—	五三ほか三筆	相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一 五	十月末 第 1 日 名 1 八月 名 1 〒 1 〒 1 〒 1 〒 1 〒 1 〒 1 〒 1 〒 1 〒 1		aほか三筆 相思君業뮟町名丸小唇写才近ノ五〇―	目录形所也了各也、是之比是人工)	六〇ほか六筆 相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一 五	ほか三筆 相馬郡新地町谷地小屋字潤崎五二―b	か九筆相馬郡新地町谷地小屋字駒込六一二ほ	五
	1																	ı	
水 戸 	早 川		芳賀.	月月月	= E 	中津川		工表	全 里			今野		今野		今野	小泉	黒	黒
樹一	和	ij	広光	意		昭一	元	ELS)	計	送 川		政光		謙治		金 一	正三	美智也	文男
相馬郡新地町谷地小	屋字北狼沢五七	目物的介包了分包、 屋字木舟七九—二	相馬郡新地町谷地小	屋字舘前二 六—六	屋字舘前二 一六四	相馬郡新地町谷地小	屋字原一七八	目与书厅也了子也人	屋字原一四四 名地小	叶也丁子也		最內上良尺一○── 相馬郡新地町谷地小	_	· 程馬郡新地町谷地小相馬郡新地町谷地小		屋字五郎四郎一五—相馬郡新地町谷地小	屋字新地一一一相馬郡新地町谷地小	屋字原一二九——相馬郡新地町谷地小	屋字北狼沢一〇二相馬郡新地町谷地小
相馬郡新地町谷地小屋字駒込六二二—	五八―一ほか四筆 五八―一ほか四筆		相馬郡新地町谷地小屋字北追八四九—	ほか五筆		相馬郡新地町谷地小屋字駒込六一七	a 本馬君業 封田 名封 八屋 三馬 シブーナ	目馬邦丘也丁字也「憂之句天亡」し	cほか三筆 村思君業共町 名封 小唇写才 近 八四 ナー	L	3	は、相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一 五	[<u>[</u>]	切ら 相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一 五		四九 相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一 五	か一筆相馬郡新地町谷地小屋字駒込六二六ほ	相馬郡新地町谷地小屋字寺前九四七	四八 相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一 五

平成28年10月28日 金曜日	福	島	県	報	第2843号
-----------------	---	---	---	---	--------

588

				IШ	т.,	<i>></i> 1\	TIX.					
	1	供計つ 福	二									
	平成二十八年十月二十八日	西課及び福島県 いて道路の区域 道路法(昭和二 島県告示第六百	平成二十八年	藁谷 勝基	猪狩利昭	新妻貞夫	今 田 悟	柳井 久雄	有限会社 恵	山木紀雄	門馬重男	
変	十月二十八日	はする。 は は は は は は は は は は は は は	成二十八年十月二十八日		字上谷地四字上谷地四	字原九九字原九九	字中ノ内七	字唐貝内一六―二	屋字舘前二 六三相馬郡新地町谷地小	屋字原一七一相馬郡新地町谷地小	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	屋字新地五九
更前 敷地の幅員 延 長	福島県知事 内 堀 雅 雄	一十八年十月二十八日から二週間一般の縦覧にその関係図面は、福島県土木部道路総室道路第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に	(農業担い手課)	ほか二筆いわき市三和町下市萱字根小屋三二二	十九筆十九筆	か五十三筆 か五十三筆	か百六筆 いわき市一時利用地大久一六八―Dほ	か五十五筆 か五十五筆	か二十五筆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	aほか三筆 相馬郡新地町谷地小屋字北追八四九―	六五―aほか一筆 一相馬郡新地町谷地小屋字菅ノ沢一 五	a
		, - μμ , -					hrs					

福島県告示第六百七十五号

平成二十八年十月二十八日

福島県知事

内

堀 雅 雄 三四九号

屋敷三八一番二地先か田村市船引町門鹿字荒

変更前

一 三 五 ~

|六|・|

屋敷三八四番二地先ま同 市船引町門鹿字荒

変更後

|六|・|

路

線 名

区

間

の変 更 別後

(メートル)

(メートル)

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。 で (道路計画課)

		場 新 県 線 地道 停 山	路 線 名
崎字熊野一番 相馬郡新地町 ・	桝同 前新	先まで ・	区
一地先か	形一二番一地四三一番一地 地町大字埓木	形一二番一地町大字埓木	間
	変更後	変更前	の変変 更更 別後前
В	A	A	(メー 敷地
五四六〇二	二三四三・〇	一四 六・八 八	敷地の幅員
一; 四	-, =	_, =	(メ)
四 八 五 · 八	一、 三 六· 一	一、三六十	(メートル) 長

公 告(道路計画課)
ら
(道路計画課)

公告第274号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける局舎型モニタリングポスト設置業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年10月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 局舎型モニタリングポスト設置業務 一式
- 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地

福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課放射線監視室 福島県福島市杉妻町2番16号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年8月25日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

- 5 随意契約に係る契約金額
 - 196,560,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成28年7月15日
- 8 随意契約とすることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

(原子力安全対策課放射線監視室)

役別

保科 吉夫

事

柳 遠田 藤 氏名

古渡田 邉

正実

勝 重行 佳

同同監同同同同同同同問理 事 事

武広良榮茂

公告第二百七十六号

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 平成二十八年十月二十八日 次の 公告第二百七十五号

地改良区の名称

退任した役員 郡山市河内土地改良区

山

勝行 重佳 正実 同同同同同同同同同同同郡住 市逢瀬町河内字水上一〇〇番地市逢瀬町河内字水上一〇〇番地 市逢瀬町河内字屋敷二〇九番地市逢瀬町河内字屋敷二〇番地 市逢瀬町河内字上滝四一番地 市逢瀬町河内字日室一三〇番 逢瀬町河内字笊内一一一 番

武広良榮 市逢瀬町河内字下石田町五六番地市逢瀬町河内字屋敷一九番地の三一 市逢瀬町河内字屋敷一〇二番地 市逢瀬町河内字新小屋一〇番地 市逢瀬町河内字蔵田二五五番地の三

郡住 市逢瀬町河内字屋敷一〇九番地市逢瀬町河内字屋敷二〇番地 市 逢瀬町河内字日室一三〇番 逢瀬町河内字笊内一 番

同同同同同同同同同同同 市逢瀬町河内字上滝四一番地 市逢瀬町河内字屋敷一五四番 市逢瀬町河内字水上一〇〇番地 市逢瀬町河内字屋敷一〇二番地 地

市逢瀬町河内字屋敷一九番地の三 市逢瀬町河内字新小屋一〇番地 市逢瀬町河内字蔵田二五五番地の三

市逢瀬町河内字下石田町五六番地

星勇

(農村計画課

平成二十八年十月二十八日

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

福島県知事

内

堀

雅

次

平成二十八年十月二十八日

井上用水堰土地改良区 地改良区の名称

福島県知事

内

堀 雅

雄

退任した役員

役別

下山田 い住 わき市山| 市山田町法田八〇番地

町大津二三

地

番地

同同同同同同理 事

相下瀬澤芳逸蛭 明 世 廣茂功和夫

進廣茂功和一平 夫

同同同同同同同同同 市田人町旅人字井戸沢四

市山田町林崎一三八番地 市山田町滑沢一番地 市沼部町金山一八番地

雄 市山田町上野一三五番地市山田町井上六番地 市山田町古川六九番地市山田町大津三二番地

役就 任 同同監事 任した役員 北郷 泰 大井川 英夫

氏名

澤芳逸蛭田賀見田 下山田 進廣茂功和一平 夫 い 住わ 所 市山田町法田八〇番地わき市山田町大津二三番地

同同同同同同同同同 市沼部町金山一八番地 市田人町旅人字井戸沢四

番

地

監同同同同同同理 事

相原 豊 下山田 守一瀬谷 進一 市山田町古川六九番地市山田町大津二五番地市山田町大津二五番地市山田町滑沢一番地

大井川 英夫 市山田 市山田町井上六番地 町上 |野一三五番地

泰

農村計画課

公告第二百七十七号

計画に係る公聴会を次のとおり開催する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により、二本松本宮都

福島県知 事 内

堀

雅

公聴会の開催日時及び場所 時 平成二十八年十一月十八日 金) 午後七時

注

| 意見を述べようとする理由」及び | 意見の要旨」については、日本工業規格

2 -

意見の要

<u>П</u>[[

意見を述べようとする理由

Б.

兀

場所 公聴会の案件 本宮市本宮字千代田六十番地一 えぽか二階中会議室

三

公述人の資格 一本松本宮都市計画道路を変更する案

公述人になろうとする者は、平成二十八年十一月十一日 公述人の申出 公述人になることができる者は、二本松本宮都市計画区域内の住民に限

1 に提出して申し出るものとする。 よる公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県県北建設事務所を経由して知事 その他 (金) までに、 別記様式

の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若 くは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、 福島県都市計画公聴会規則 (昭和四十四年福島県規則第九十 福島県土木部都市総室都市計 一号)第六条第一 画

[し項

福

島県県北建設事務所又は本宮市の都市計画担当課において縦覧に供する。 この公聴会に関する詳細については、 福島県土木部都市総室都市計画課、 2 の福 課、

別記様式 島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

3

2

迅 -Œ 1

に関し、次のとおり公述を申し出ます。 平成28年10月28日付け福島県報に登載された ||二本松本宮都市計画道路を変更する案|

福島県知事 平成28年 区 描 Ш 雅 公述申出人 住"氏 推 所含名

.列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと 都市計画課

公告第278号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと 一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を (平成7年政令第372号) 第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第 定める政令 以下「財務規則」という。) 第274条の3第1項の規定により公告する。 17号。

> 福島県知事 内 堀 雅 雄

入札に付する事項 1

平成 28年 10月 28日

- 調達を する物品等の件名及び数量 福島県情報通信ネットワークシステム機器 (1)
- 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。 (2)
- 納入期限 平成29年2月13日 (3)(月)
- 納入場所 福島県データセンタ
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要 な資格の確認を受けた者であること。

- 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号のいずれにも該 当しない者である こと
- 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開 札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得し ている者 であ
- この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参 加資格制限を受けていないこと。
- の公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が (4) かつ、 確実に納入 できること。
- 入札に参加する者に必要な資格の確認 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年11月25日 (金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格 の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

平成28年10月28日 金曜日

電 話 024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成28年10月28日(金)から同年11月25日(金)まで(土曜日、日曜日及び同年11月3日及び同月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3 に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年11月8日(火)午後1時30分 福島県出納 局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年12月13日 (火) 午前10時30分 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年12月12日 (月) 午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 9 その他
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Equipment for the information and communication network system of Fukushima prefecture 1set
 - (2) Time-limit of tender(by hand): 10:30 a.m., 13 December 2016
 - (3) Time-limit of tender(by mail): 5:00 p.m., 12 December 2016
 - (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)